平成２７年（フ）第１１１３号
さいたま市大宮区桜木町４丁目480番地　松栄マンション202
債務者　須藤　たね
1　決定年月日時　平成27年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１１６３号
埼玉県戸田市美女木２丁目２番地の21　（ソシアーレ・ミラン戸田Ⅱ－310号室）
債務者　鈴木さとみ
1　決定年月日時　平成27年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１２８９号
埼玉県白岡市千駄野1118番地８　サイキビル301、旧住所埼玉県白岡市高岩651番地１　駒形ハイツ105
債務者　柿崎　健一
1　決定年月日時　平成27年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１３０８号
さいたま市緑区大字三室694番地９
債務者　勝島　　保
1　決定年月日時　平成27年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１３１８号
埼玉県北本市石戸６丁目56番地　ドミール北本102、旧住所埼玉県北本市中央１丁目43番地１　北本駅前ダイヤモンドマンション101
債務者　増田　直樹
1　決定年月日時　平成27年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５９３号
埼玉県川越市南大塚２丁目15番地16（エクレール川越南204号室）、前住所埼玉県鶴ヶ島市大字鶴ヶ丘700番地９
債務者　西尾　幸子
1　決定年月日時　平成27年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１７３０号
愛知県尾張旭市東栄町２丁目５番地31　パレス東栄305号
債務者　葭内　辰夫
1　決定年月日時　平成27年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１７７５号
名古屋市北区楠味鋺２丁目517　ファミール102、住民票上の住所名古屋市北区楠２丁目119番地　中あじま荘６棟504号
債務者　内山　清美
1　決定年月日時　平成27年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１８７号
北海道中川郡本別町北２丁目５番地５
債務者　門田　尚之
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第１９７号
北海道帯広市東５条南19丁目２番地29
債務者　山中　理恵
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第２７０号
茨城県那珂市菅谷2176番地２
債務者　真田　才壽
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第２７１号
茨城県那珂市菅谷2176番地２
債務者　真田須美子
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第２９５号
茨城県桜川市堤上８番地２
債務者　鈴木　智之
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第３０８号
茨城県水戸市けやき台２丁目71番地　パークリッヂ103号
債務者　池田　和夫
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第３２４号
茨城県常陸大宮市野口平2540番地
債務者　廣木由紀子
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１２３号
群馬県太田市高林東町1789番地２
債務者　白根佐知子
1　決定年月日時　平成27年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第１４２号
群馬県太田市岩瀬川町358番地21
債務者　塩ノ谷良太
1　決定年月日時　平成27年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
前橋地方裁判所太田支部